

社会福祉法人大田原市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成4年4月1日

大社協規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大田原市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の役員等に対する報酬等の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬額及び支給方法)

第2条 協議会役員等の報酬の額は、次のとおりとする。

理事 日額 2,600円

評議員 日額 2,600円

監事 日額 2,600円

2 前項の報酬は、役員等が理事会、評議員会、監事会及び研修会等に出席した場合に支給する。

3 役員等の報酬等の支給方法は、職務を執行した日以降に本人が指定する銀行口座へ振り込みにより支払う。

(非常勤常務理事の報酬等)

第3条 非常勤の常務理事の報酬は、月額150,000円とし、年2回（6月と12月）報酬月額100/100を期末手当として支給する。

2 前項に定める報酬、期末手当及び第4条に定める旅費の支給方法については、社会福祉法人大田原市社会福祉協議会職員給与規程（平成元年規程第6号）の例による。

3 非常勤常務理事には、第1項に規定する報酬、期末手当及び第4条に規定する旅費以外は、いかなる報酬等も支給しない。

(費用弁償)

第4条 非常勤常務理事及び役員等が公務のため市外に旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、協議会職員に支給する旅費の例によるものとし、事務局長の職務にある者の相当額とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。